

## 地域建設業経営強化融資制度について

茂原市が発注する建設工事の受注者が、市に対して有する工事請負代金債権を、市から承諾を得て債権譲渡することにより、それを担保に融資が受けられる地域建設業経営強化融資制度を平成27年4月1日から導入します。

### 1 制度の目的

建設工事の受注者が、発注者に対して有する工事請負代金債権について、建設工事の未完成部分を含めて、流動化を促進することにより、建設業における金融の円滑を目的とします。

### 2 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

### 3 対象となる建設業者

茂原市発注の建設工事を受注している中小・中堅建設業者です。

※中小・中堅建設業者は、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の企業です。

### 4 対象となる工事

茂原市が発注する工事で出来高が2分の1以上のものを対象とします。ただし、次の工事は対象外とします。

- (1) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為、繰越等工期が複数年度にわたる工事
  - ①債務負担行為の最終年度の工事であって、年度内に終了見込みの工事又は債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事
  - ②継続費を設定した最終年度の工事であって、年度内に終了見込みの工事又は債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事
  - ③繰越工事及び繰越が見込まれる工事であって、年度内に終了見込みの工事又は債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事
- (3) 低入札価格調査の対象となった工事
- (4) その他、受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

### 5 譲渡債権の範囲

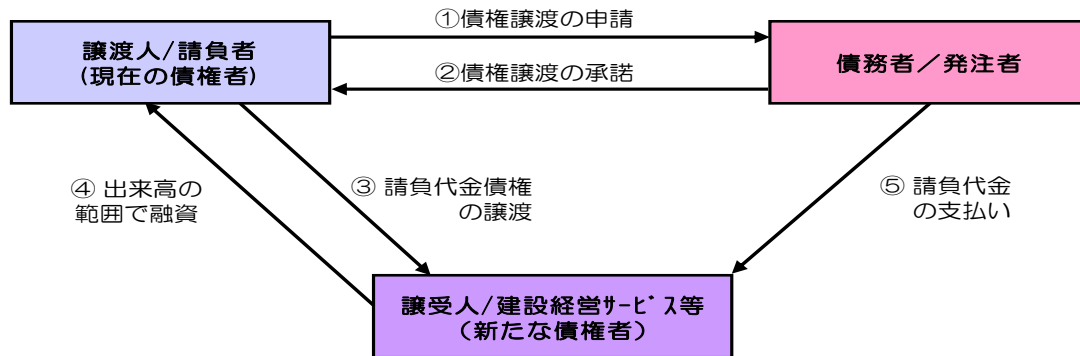
- (1) 本件請負工事が完成した場合  
出来高部分に相応する工事請負代金額から「前払金」、「部分払金」及び「本件工事請負契約により発生する茂原市の請求権に基づく金額」を控除した額とします。
- (2) 本件工事請負契約が解除された場合  
出来高部分に相応する工事請負代金額から「前払金」、「部分払金」及び「本件工事請負契約により発生する 違約金等の茂原市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額」を控除した額とします。
- (3) 請負代金額に増減が生じた場合  
請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

## 6 主な債権譲渡先

- ・株式会社建設経営サービス
- ・千葉県建設業協同組合連合会

## 7 債権譲渡のイメージ

〔融資制度の債権譲渡と転貸融資の流れ〕



(当制度では、未完成部分の施工資金の調達に、保証事業会社の金融保証を利用することができます。)

## 8 問合せ・相談窓口

株式会社建設経営サービス千葉営業所

〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F

電話 043-241-6101

東日本建設業保証株式会社

〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F

電話 043-241-6101

千葉県建設業協同組合連合会

〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター4F

電話 043-247-3239